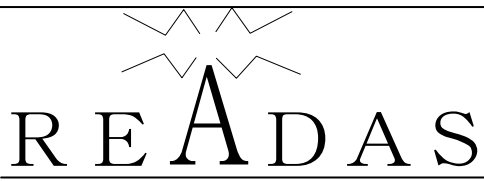


第 5742 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 6月28日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

◇ ゴルフ接待における飲食費

Q：ゴルフ接待をする場合、飲食費が1人当たり5,000円以下であれば飲食交際費として損金に算入することができますか？

A：ゴルフ接待での飲食は、ゴルフ接待と一体のものですから、飲食費だけを取り出して金額判定することはできません。

【解説】

交際費、接待費、機密費その他の費用で、その得意先や仕入先その他事業に関係のある者に対して接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものは税務上、「交際費等」となり、原則、損金不算入ですが、飲食その他これに類する行為のために要する費用(もっぱら当該法人の役員もしくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く)で1人当たり5,000円以下の飲食費については、例外的に損金算入が認められています。

つまり、本来の交際費等に該当する行為に伴ってする飲食は「交際費等」となり、単なる飲食その他これに類する行為のために要する費用についてだけが「5,000円以下の飲食交際費」となるのです。

したがって、ゴルフ接待に伴う飲食は、ゴルフ接待という一連の行為の中で行われるものですので、飲食費だけをゴルフ場への支払代金の中から抜き出しても5,000円以下の飲食交際費として取り扱うことは認められません。

この取扱いは、レストラン等がゴルフ場と別会計になっていたとしても同様です。

